

表 8-3 (10) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路は、車線数4、設計速度80km/時で計画されており、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 振動の状況</b> 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元(平成31)年度に一宮市8地点、岩倉市1地点で測定されています。 測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p><b>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p><b>4. 地質の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 振動の状況 2) 道路の状況(交通量、走行速度) 3) 地盤の状況(地盤種別、地盤卓越振動数)</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で地盤の状況を把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として10回以上の測定を行います。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」(国総研資料第714号6.1)に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内であれば限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全について配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (11) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
低周波音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の低周波音の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 低周波音の状況</b> 事業実施区域及びその周囲では、低周波音に関する公表資料はありません。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 低周波音の状況 2) 住居等の位置</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 現地調査により行います。 1) 低周波音の状況 現地調査は、「低周波音の測定に関するマニュアル」等を参考に行います。 2) 住居等の位置 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 道路構造が高架構造であり、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域における住居等の位置を把握できる箇所に設定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 低周波音の状況 低周波音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 住居等の位置 住居等の位置を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」(国総研資料第714号5.1)に記載の既存調査結果より導かれた予測式を用いて低周波音圧レベルを予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、低周波音の影響範囲内に住居等の保全対象が立地、又は立地が計画されている地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 予測地域において、高架の上部工形式又は交通条件が変化することによって区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定します。予測高さは、当該代表断面における住居等の位置の地上1.2mを原則とします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>
水質	水の濁り	工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置により、水の濁りへの影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲では、木曾川において1地点で水質調査が行われています。調査結果は、大腸菌群数を除く生活環境項目及び健康項目において環境基準を達成しています。</p> <p><b>2. 利用の状況</b> 事業実施区域において、日光川が存在しますが、漁業等の水面利用はありません。また、水道施設として地下水を汲み上げる水源地が、1箇所存在します。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 水質の状況(浮遊物質量の濃度、濁度) 2) 水象の状況(河川の流量、流向及び流速)</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 現地調査により行います。 1) 水質の状況 現地調査は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)等に規定される測定方法に準拠して行います。 2) 水象の状況 現地調査は、「水質調査方法」(昭和46年9月30日各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達)等に規定される測定方法に準拠して行います。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 調査地域において水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度(月1回、1年以上)とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 類似事例を用いて推定する方法により、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に伴い発生する水の濁りの程度を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (12) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関する 事業特性	当該項目に関する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
日照阻害	日照阻害	土地又は工 作物の存在 及び供用 (道路(嵩上 式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>道路(嵩上式:高架構造)の存在により、日照阻害の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 地形の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 土地利用の状況(住居等の立地状況) 2) 地形の状況(住居等の立地する土地の高さや傾斜、著しい日影の影響を及ぼす地形の位置)</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 道路構造が高架構造の周辺地域において、日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域(冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲を含む地域)とします。</p> <p><b>4. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。現地調査の調査期間等は、土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 太陽高度・方位及び高架構造物の方位・高さ等から、1時間ごとの等時間の日影線の範囲を計算して求め、等時間日影図を作成することにより予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 予測地域内にあって、高架構造物の沿道状況、高架構造物と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 原則として、道路(嵩上式:高架構造)の設置が完了する時期の冬至日とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 道路(嵩上式:高架構造)の存在に係る日照阻害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (13) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。  工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	<b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲では、8 河川存在します。  <b>2. 土壌の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、農地土壌で、主に褐色低地土壌や黄色土壌、灰色低地土壌が分布しています。  <b>3. 地形及び地質の状況</b> ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。  <b>4. 動物の生息の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。 哺乳類：2 目 3 科 4 種 鳥類：13 目 25 科 50 種 爬虫類：1 目 2 科 2 種 両生類：2 目 3 科 5 種 魚類：6 目 9 科 24 種 昆虫類：5 目 27 科 40 種 底生動物：5 目 9 科 16 種 陸産貝類：1 目 1 科 1 種  また、注目すべき生息地の状況は、重要湿地「木曾三川合流域の河川・水路・ため池群」があります。  <b>5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、鳥獣保護区は、岩倉市で1箇所指定されています。	<b>1. 調査すべき情報</b> 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 ・重要な種等の分布 ・重要な種等の生息の状況 ・重要な種等の生息環境の状況  <b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・重要な種等の分布及び生息の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地調査は、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。  <b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。  <b>4. 調査地点</b> 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。  <b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。	<b>1. 予測の基本的な手法</b> 工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。  <b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。  <b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	<b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 事業の実施に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。  対象道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	<b>1. 調査すべき情報</b> 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・重要な種等の分布及び生息の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地調査は、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。  <b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。  <b>4. 調査地点</b> 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。  <b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。	<b>1. 予測の基本的な手法</b> 道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。  <b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。  <b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。		

表 8-3 (14) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由						
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法							
植物	重要な種及び群落	工事の実施(工事施工ヤード、工事用道路等の設置)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲では、8河川存在します。</p> <p><b>2. 土壌の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、農地土壌で、主に褐色低地土壌や黄色土壌、灰色低地土壌が分布しています。</p> <p><b>3. 地形及び地質の状況</b> ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種・群落の生態 ・重要な種・群落の分布 ・重要な種・群落の生育の状況 ・重要な種・群落の生育環境の状況</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査(下表参照)により行います。 1) 植物相及び植生の状況 現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種・群落の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・重要な種・群落の分布、生育の状況 現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種・群落の生育環境の状況 現地調査は、微地形、水系等を目視確認する方法とします。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から100m程度を目安とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 事業の実施に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>						
		土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p>	<p><b>4. 植物の生育及び植生の状況</b> ①植物の生育及び群落の状況 事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。 植 物：76科205種 群 落：1箇所 ②植生の状況 事業実施区域及びその周囲には、概ね緑の多い住宅地、畑雑草群落、水田雑草群落が大半を占めており、樹木の群落を示す植生区分はわずかに点在する程度です。</p> <p><b>5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、天然記念物の指定は21件あります。</p>	<p><b>4. 調査地点</b> 1) 植物相及び植生の状況 調査地域において、そこに生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが生育する可能性が高い場所に地点又は経路を設定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、春夏秋の3季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期(下表参照)とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。 植生の状況は、春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期(下表参照)とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期(下表参照)とし、時間帯は昼間に実施することを基本とします。</p> <table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>主な調査方法</th> <th>調査時期</th> </tr> <tr> <td>植物相</td> <td>直接観察及び採集</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>植物群落</td> <td>植生調査</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> </table>	分類	主な調査方法	調査時期	植物相	直接観察及び採集	春・夏・秋	植物群落	植生調査	春・夏・秋
分類	主な調査方法	調査時期												
植物相	直接観察及び採集	春・夏・秋												
植物群落	植生調査	春・夏・秋												

表 8-3 (15) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲では、8 河川存在します。</p> <p><b>2. 土壌の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、農地土壌で、主に褐色低地土壌や黄色土壌、灰色低地土壌が分布しています。</p> <p><b>3. 地形及び地質の状況</b> ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況 ・植物相の状況 ・その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態 ・注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・注目種・群集の分布 ・注目種・群集の生息・生育の状況 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況、植物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・その他の自然環境に係る概況 現地調査は、主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態、注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・注目種・群集の分布、注目種・群集の生息・生育の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 現地調査は、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とします。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じて適宜拡大します。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 動物の項、植物の項と同様とする。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 工事施工ヤード及び工事用道路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及び地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 事業の実施に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>
		土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。</p>	<p><b>4. 生態系の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、8 区分に類型化しました。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 道路構造並びに生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>		

表 8-3 (16) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望 点及び景観 資源並びに 主要な眺望 景観	土地又は工 作物の存在 及び供用(道 路(地表式又 は掘割式、嵩 上式)の存 在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、主要な眺望景観への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 景観の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、西～北部にかけて自然豊かな木曽川に面しており、木曽川を挟んだ対岸の遠景として山地の眺望が得られます。市内は全体として平坦であり、里山等、起伏のある自然景観は見られません。 以下に示すとおり、主要な眺望点は3地点、景観資源は5箇所分布しています。 [主要な眺望点] ・ツインアーチ 138 ・一宮市役所 (14階展望ロビー) ・i-ビル [景観資源] ・木曽川 ・木曽川堤-桜並木 ・138タワーパーク (国営木曽三川公園) ・大江川緑道 ・多加木緑道</p> <p><b>2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、名勝の指定は1件あります。 一宮市及び各務原市は「景観法」に基づく景観行政団体となっており、良好な景観の形成に関する計画(景観計画)を策定しています。 また、愛知県は「美しい愛知づくり条例」(平成18年3月28日愛知県条例第6号)を定めており、一宮市も「一宮市都市景観条例」(平成7年2月27日一宮市条例第14号)を制定しています。 岐阜県は、「岐阜県景観基本条例」(平成16年12月16日、岐阜県条例第46号)を定めています。各務原市は景観法に基づく「各務原市景観計画」(平成18年3月31日)を定め、法に基づく委託条例として「各務原市都市景観条例」(平成18年3月29日、各務原市条例第19号)を制定しています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な眺望点の状況、景観資源の状況については、既存の文献資料等により把握します。 主要な眺望点の分布、利用状況(利用時期、利用時間帯等)及び景観資源の分布、自然特性(見どころとなる時期等)に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、主要な眺望点の管理者や関係地方公共団体に対しヒアリング又は現地踏査を行い、必要な情報を確認します。 また、主要な眺望景観の状況については、写真撮影により視覚的に把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその端部から3km程度の範囲を目安とし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、主要な眺望点の利用状況(利用時期、利用時間帯等)、景観資源の自然特性(見どころとなる時期等)を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況(利用時期等)、景観資源の自然特性(見どころとなる時期等)を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (17) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 触れ合い活動の場の状況</b> 事業実施区域及びその周囲には、以下に示す自然豊かな公園や緑道、サイクリングロード・ウォーキングコースが分布しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・138 タワーパーク (国営木曾三川公園)</li> <li>・木曾川緑地公園</li> <li>・大野極楽寺公園</li> <li>・浅野公園</li> <li>・浅井山公園</li> <li>・木曾川堤・桜並木</li> <li>・大江川緑道</li> <li>・多加木緑道</li> <li>・萬徳寺</li> <li>・自然生態園</li> <li>・尾北自然歩道五条川</li> <li>・ウォーキングコース(市北西部)</li> <li>・ウォーキングコース(市北東部)</li> <li>・ウォーキングコース(尾張一宮駅前ビル周辺)</li> <li>・ウォーキングコース(市南西部)</li> <li>・ウォーキングコース(市南東部)</li> <li>・サイクリングロード (犬山市～一宮市)</li> <li>・河川環境楽園(木曾川水園・自然発見館)</li> <li>・トンボ天国</li> <li>・笠松みなと公園</li> <li>・笠松町サイクリングロード</li> </ul> <p>事業実施区域においては、浅野公園及びウォーキングコースが4コース分布しています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布</li> <li>・利用の状況</li> <li>・利用環境の状況</li> </ul> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合い活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合い活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合い活動の場が分布する地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 現地調査の地点は、人と自然との触れ合い活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況(利用時期、時間帯)を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 1) 主要な人と自然との触れ合い活動の場及び自然資源の改変 主要な人と自然との触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握します。</p> <p>2) 利用性の変化 ・人と自然との触れ合い活動の場の利用性の変化 触れ合い活動の場の利用の支障の有無、支障が生じる箇所等を把握します。特に触れ合い活動の場の分断の有無及び分断によって生じる活用可能面積や延長を把握します。 ・主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化 近傍の既存道路の改変の状況より、主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化を把握します。</p> <p>3) 快適性の変化 人と自然との触れ合い活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合いの活動の場の利用状況(利用時期)を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (18) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関する事業特性	当該項目に関する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事施工ヤード、工事用道路等の設置により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況</b> 事業実施区域及びその周囲には、県指定史跡が4件、市・町指定史跡が13件、国指定名勝が1件、市指定天然記念物が20件存在しています。更に、国指定建造物が3件、県指定建造物が2件、市指定建造物が6件、登録有形文化財（建造物）が5件、県指定無形民俗文化財が2件、市指定無形民俗文化財が3件存在しています。事業実施区域においては、指定された文化財が2件存在しています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 地域の歴史的文化的特性を生かした環境に関する既存資料の収集により把握します。また、既存資料調査を補完する必要がある場合には、現地調査により行います。現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の変化を生じさせる範囲（事業実施区域）を考慮して、その範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に及ぼす影響を適切に把握できる地点とします。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新の文献を入手可能な時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を把握します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、工事の実施期間とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 工事の実施に係る歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>「環境影響評価指針」（平成11年5月28日、愛知県告示445号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。</p>					

表 8-3 (19) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、工作物の除去によるアスファルト・コンクリート塊が発生します。これらの廃棄物による環境への負荷の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 廃棄物の処理及び施設の状態</b> 事業実施区域及びその周囲には、産業廃棄物処理施設が14件分布しています。事業実施区域においては、産業廃棄物処理施設は2件存在します。</p>	<p>予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて聞き取り調査を行います。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 事業特性及び地域特性を基に行うこととし、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 廃棄物等が発生する事業実施区域を基本とします。 なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、事業実施区域の周辺区域を含む範囲とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 廃棄物等の発生する工事期間とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>
温室効果ガス等	温室効果ガス等	<p>工事の実施（建設機械の稼働）</p> <p>工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）</p>	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス（二酸化炭素）が発生します。これらの温室効果ガス等による環境への負荷の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 温室効果ガス等の状況</b> 愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略2030」（2018年2月、愛知県）を策定しており、2030年度の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減する目標を設定しています。</p>	<p>予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の発生状況を把握します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する事業実施区域を基本とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生する工事期間とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>「環境影響評価指針」（平成11年5月28日、愛知県告示445号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>